

最高裁秘書第1188号

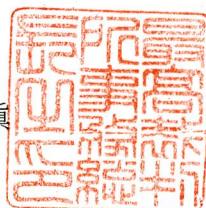
令和4年4月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、奈良地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和3年6月16日開催の長官所長会同で表明された、奈良地家裁所長の意見を作成した際に作成し、又は取得した文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年11月2日付け（同月4日受付）

2 答申番号

令和3年度（情）答申第50号

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）